

郡山市旅行需要喚起事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インバウンド旅行者及び国内旅行者の需要を喚起するとともに、本市への来訪意欲の誘発及び地域経済の活性化を図るため、旅行需要喚起事業費補助金対象事業募集要項（令和5年3月17日制定）に基づき採択された事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「インバウンド旅行者」とは、国内を訪れる外国人旅行者のことをいう。

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、当該経費に係る消費税及び地方消費税額並びに他の補助金の交付の対象となる経費については、補助対象経費から除くものとする。

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

(1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は当該事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、領収書等支出の内容が確認できる書類とする。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると

認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助対象経費の例
事業の実施に要する経費	報償費	アドバイザーへの謝礼
	旅費	アドバイザー又は研修に係る旅費等
	需用費	事務用品その他消耗品等で、短期間のうちにその効用が減耗する消耗機材及び短期間の使用で消費される物品で10万円未満のもの、パンフレット等の印刷製本費等
	役務費	郵便料、広告料等
	委託料	事業の委託又は外注に要する経費
	使用料及び賃借料	会場、機材等の賃借料
	原材料費	事業に必要な製品製造のために購入する原料、材料、部品等
	備品購入費	備品（取得価格10万円を超える物品）